

受託人件費単価規程

1. 目的

この規定は、株式会社ウララコミュニケーションズが国及び地方公共団体から受託する、又は請け負う業務に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

2. 受託人件費単価

受託事業に係る受託人件費単価については、当該受託事業に従事する者の職位に応じて、下記「事業従事者人件費単価」の通り基準日額及び基準時間単価をもって定める。

【事業従事者人件費単価】

(単位 税抜き)

職種区分	基準日額	時間単価 (日額÷8)
管理職	¥80,000	¥10,000
一般	¥48,000	¥6,000

※上記人件費に含まれない費用（技術経費、旅費、物品費、その他実施に必要な経費）、及び一般管理費は含まれない。

※基準日額の稼働時間は8時間を想定し、移動時間を含む。

※基準日額および時間単価は標準単価であり、その事業における業務量・難易度等により調整することがある。